平成２４年（フ）第１４３号
栃木県小山市中央町２丁目10番18号　グリーンミユキ小山201号
債務者　小松原邦弘
1　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第８号
北海道帯広市西16条南６丁目45番26号　ハウスＫスタイル102号
債務者　片野　豪
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７１０号
静岡市葵区瀬名川３丁目24番35号
債務者　太田あい子
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３７号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目25番２号　知念アパート２－２
債務者　森田代志子（旧姓スティーブンス）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２８０号
沖縄県うるま市みどり町２丁目22番８－１号マンションウィスティーリア102
債務者　大城　一男（旧姓北川）
1　決定年月日時　平成25年１月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２４年（フ）第２８５号
沖縄県沖縄市中央１丁目27番18号　宮里アパート201号
債務者　石川　清博
1　決定年月日時　平成25年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１６号
秋田県横手市中央町６番９号
破産者　有限会社エフジー
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２４年（フ）第１７１７号
福岡市城南区神松寺２丁目11番15号
破産者　有限会社チャンコ和田
1　決定年月日　平成25年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７６１号
福岡市中央区港１丁目２番18―1905号
破産者　株式会社ＺＩＮ
1　決定年月日　平成25年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４４６号
奈良市西大寺栄町３番20号ポポロビル
破産者　有限会社馬場商事
1　決定年月日　平成25年１月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２５３号
札幌市北区あいの里３条５丁目15番８号
破産者　武田　敏子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１２号
栃木県鹿沼市引田907番地８、開始決定時の住所栃木県鹿沼市東町３丁目４番13号
破産者　上澤　辨造
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４３９号
栃木県宇都宮市下田原町3429―１、前住所栃木県宇都宮市平松本町428番地８
破産者　有限会社菊池重機
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５６号
栃木県宇都宮市御幸本町4880番地12　セジュール山口３―103、開始決定時の住所栃木県宇都宮市御幸本町4736番地33　サンシティミユキ203
破産者　菊池　正彦
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５７号
栃木県宇都宮市御幸本町4880番地12　セジュール山口３―103、開始決定時の住所栃木県宇都宮市御幸本町4736番地33　サンシティミユキ203
破産者　菊池　静子
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１０１号
栃木県栃木市鍋山町592番地
破産者　株式会社永島組
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３８１号
栃木県宇都宮市御幸ケ原町59番地12　東ビルⅡ３階
破産者　株式会社エムエスホームズ
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３９１号
宮城県仙台市泉区市名坂字原田108番地の１ガーデン・パサージュ・シユウ206、開始決定時の住所栃木県宇都宮市戸祭町2778番地13
破産者　鈴木　浩司
1　決定年月日　平成25年１月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係